

科目名(英文名)	ナンバリング	単位数	年次	期間	担当者
不正競争防止法特論【MR】 (Advanced Study of Unfair Competition Law)	MPCA11	2	1年次	後期	富宅 恵(フケ メグム)

授業のねらい 概要	不正競争防止法は、他の知的財産諸法とは異なり独占禁止法を頂点とする競争法の体系に位置するものの、独占禁止法とは異なり私人による訴訟提起により公正な競争秩序を維持する方法が選択されています。この結果、法の第一義的な目的は公正な競争秩序を図ることにありながら、その反射的效果として各種知的財産が保護される関係にあります。こうした法目的と現実の機能とに留意しつつ、不競法の全体的な理解を深めてもらいます。
--------------	---

回数	テーマ	授業の内容・教育方法	予習/復習
第1回	不正競争防止法の概要	不競法の概要、意義、法律効果、知的財産権法との関係について説明を行う。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第2回	商品等主体混同行為(1)	商品等主体混同行為の法律要件について学び、各法律要件該当性に関する裁判例等を理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第3回	商品等主体混同行為(2)	商品等主体混同行為の法律要件該当性に関する裁判例等を理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第4回	商品等主体混同行為(3)	商品等主体混同行為の法律要件該当性に関する裁判例等を理解しつつ、適用除外事由、知的財産権等との関係を学ぶ。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第5回	著名表示の不正使用行為	著名表示の不正使用行為の法律要件を学び、各法律要件該当性に関する裁判例等を理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第6回	代理人等商標無断使用・ドメイン名不正取得行為	商品等主体混同行為・著名表示の不正使用以外の表示に関する不正競争行為の法律要件を学ぶ。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第7回	商品形態模倣行為(1)	商品形態模倣行為の法律要件について学び、各法律要件該当性に関する裁判例を理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第8回	商品形態模倣行為(2)	商品形態模倣行為の法律要件該当性に関する裁判例等を理解しつつ、適用除外事由、知的財産権等との関係を学ぶ。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第9回	営業秘密不正利用行為(1)	営業秘密の法律要件を学び、各要件該当性に関する裁判例等を理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第10回	営業秘密不正利用行為(2)	営業秘密の不正使用行為の行為類型について学ぶ。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第11回	営業秘密不正利用行為(3)	営業秘密の不正使用行為の行為類型について学び、各行為類型ごとの裁判例を理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第12回	技術的制限手段迂回装置提供行為	技術的制限手段迂回装置提供行為の法律要件について学び、直鎖権による技術的保護手段の回避行為に対する規律との関係についても理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)

授業計画(授業のスケジュール)

第13回	不正な競争行為	品質等誤認行為、信用棄損行為の法律要件を学び、各行為の裁判例について理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第14回	その他の不正行為	外国国旗等の無断使用行為、外国公務員等贈賄行為、パブリシティ権侵害行為の法律要件等を学び、各行為の裁判例について理解する。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)
第15回	不正競争防止法の総合的理解	不正競争防止法に関する総合的な理解を前提に、実社会における同法の機能を学ぶことにより、同法に対する理解を深める。	初回授業においては、不正競争防止法の全体構造に関する授業を行うため特別な予習は必要ありませんが、第2回以降の講義については、初回で紹介する参考書籍の講義該当箇所を事前に予習して授業に臨んでください。(2時間) また、各回の授業終了後については、授業において配布した資料を参考に再度参考書籍を読み返すようにしてください。(2時間)

到達目標	(1) 授業への参加と目標達成に向けた意欲 (a) 授業に積極的に参加し、講義内容の理解に努める。 (b) 予習により講義内容での理解度を高め、復習により理解の定着を図るとともに、これを深める。 (2) 基礎的な理解、考え方の習得 (a) 商品・役務の出所表示、商品形態、営業秘密に関する不正競争行為の内容を理解する。 (b) (a)の理解を通じて知的財産と不正競争防止法との関係、知的財産諸法と不正競争防止法との関係を理解する。 (c) その他の不正競争行為を理解し、不正競争防止法の知的財産に対する関わりを理解する。
評価方法	期末レポート、授業に対する取り組み、授業における発言、出席頻度により評価。 期末レポート70%、授業に対する取り組み・発言10%、出席点20%
成績評価基準	到達目標(1)及び(2)(a)を達成できない場合、本単位を取得できない(欠格条件)。不正競争防止法が知的財産各法の補完的機能を果たし、広範にわたって知的財産を保護する手段となっていることを理解しつつも、保護の不確実性があることも理解し、知的財産保護に対しての総合的な戦略構築能力を備えるための素養を有するに至っているかを評価基準とする。 A: 到達目標(1)及び(2)(a)を達成し評価方法による評価が100～90点 B: 到達目標(1)及び(2)(a)を達成し評価方法による評価が89～80点 C: 到達目標(1)及び(2)(a)を達成し評価方法による評価が79～70点 D: 到達目標(1)及び(2)(a)を達成し評価方法による評価が69～60点 F: 59～0点

教科書			参考書		
書名	著者名	出版社名	書名	著者名	出版社名
教官が作成したテキストを配布する			新注釈不正競争防止法	小野昌延外	青林書院
プロダクトデザイン保護法	富宅恵	日本加除出版			

受講心得	基本的には講義方式により授業を行います。受講生の理解を確認するため、あるいは受講生の授業に取組む姿勢を向上するために質問をし、あるいは受講生間で議論を行ってほしい。授業に先立って各回の該当範囲の予習を怠らず、授業における発言等は積極的に行うようにしてください。 提出された課題・レポートに関しては、授業内で解説するので、理解に努め、疑問点を解消すること。
------	--

オフィスアワー	授業質問については、当該授業時間の前後で対応する。
---------	---------------------------